

平成 28 年 第 7 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年7月5日（火） 午前9時00分～午前10時49分
2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室
3. 出席委員（34 人）

1番 片渕久司 委員	2番 木室徳好 委員	3番 岩永廣康 委員
4番 永松英昭 委員	6番 渡辺清一 委員	8番 小野愛子 委員
9番 溝口一博 委員	10番 大曲昭太 委員	11番 川崎 悟 委員
12番 山口雪人 委員	13番 松尾利助 委員	15番 吉岡保則 委員
16番 山口八州男委員	17番 稲富正信 委員	18番 片渕秋正 委員
19番 山崎春樹 委員	20番 松尾和義 委員	21番 角 眞人 委員
22番 鐘ヶ江善三 委員	23番 竹下一彦 委員	24番 中村勝郎 委員
25番 溝口修一郎 委員	26番 石田義明 委員	27番 永石幸人 委員
28番 内野さよ子 委員	29番 久原菊恵 委員	30番 緒方昭久 委員
31番 井崎陽子 委員	32番 白武一正 委員	33番 土井力雄 委員
34番 小柳眞佐美 委員	35番 本山法夫 委員	36番 吉原春樹 委員
37番 川崎 薫 委員		
4. 欠席委員（3 人）

5番 島ノ江 薫 委員	7番 木下善明 委員	14番 中村康則 委員
-------------	------------	-------------
5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - (4) 非農地証明願いについて
 - (5) 平成 28 年白石町農用地利用集積計画（7 号）の承認決定について
 - (6) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
 - (7) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について

報告事項	(1) 合意解約の報告
	(2) 形状変更届出について
業務連絡事項	(1) 第 8 回農業委員会総会の日時及び場所
	(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 西山里美 農地農政係長 田中進一 農地農政係長 野中和男
農地農政係 三原淳老 平田幸子

7. その他出席職員

農業振興課 農政係長 久原正好 農政係 溝上翔也

8. 会議の概要

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまより平成28年7月第7回白石町農業委員会総会を開会いたします。

まず初めに、川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

事務局 ありがとうございます。

本日は、5番の島ノ江薫委員、それから7番の木下善明委員、それから14番の二村康則委員より欠席の連絡がっております。

出席委員が37名中34名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

以降の議事進行につきましては、規定に基づき会長をお願いをいたしたいと思っております。

議事録署名委員の指名

議長 議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。

25番の溝口修一郎委員、26番の石田義明委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

1. 農地法第3条の規定による許可申請について 議案番号第136号、議案番号第137号

議長 「農地法第3条の規定による許可申請について」議題といたします。

議案番号136号、137号は関連しておりますので、一括で説明を求めます。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請について。

議案番号136、権利の種類、所有権移転の贈与、申請農地の表示、大字福富字二本松〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字福富字南観音〇〇番、大字遠江字御大典〇〇番、面積が田10,986㎡、譲渡人、白石町大字福富〇〇番地、上区の〇〇さん〇歳、譲受人、白石町大字福富〇〇番地、上区の〇〇さん〇歳、耕作面積が、田が16,209㎡、畑112㎡、合計の16,321㎡、稼働力、男1、女1、申請の事由として、子に対する相続時精算課税適用による贈与でございます。

それから、議案番号137番ですが、権利の種類、所有権移転の贈与、申請農地

の表示、大字福富字二本松〇〇番、畑の112㎡です。譲渡人は白石町大字福富〇〇番地、上区の〇〇さん〇歳、持ち分が4分の1、同じく〇〇さん〇歳、持ち分が4分の1、佐賀市南佐賀〇丁目〇番〇号、佐賀市の〇〇さん〇歳、この方は弟さんになられます。持ち分が4分の1、譲受人は白石町大字福富〇〇番地、上区の〇〇さん、耕作面積が、田が16,209㎡、畑112㎡、合計の16,321㎡、稼働力、男1、女1。

議案番号137番につきましては譲渡人の要望ということになっております。

議案137号の農地は、親である〇〇さん、〇〇さん、それから弟の〇〇さんがそれぞれ4分の1の持ち分のある農地を〇〇さんに贈与をされるものです。

〇〇さんは14年間農業に従事されており、贈与される農地全てこれまで同様適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係なども問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから申請は妥当と判断し、受理をしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。

採決は後ほどいたしますけども、両議案とも質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

何かございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。

議案番号136号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第136号は当委員会で許可することに決定をいたします。

続きまして、議案番号137号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第137号は当委員会で許可することに決定をいたします。

2. 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
議案番号第138号

議長 続きます、農地法第4条及び5条の規定による許可申請について議題といたします。

議案番号第138号、事務局に説明を求めます。

事務局 農地法第4条及び5条の規定による許可申請について。

議案番号138、権利の種類、使用貸借権設定、申請農地の表示、大字福吉字四本黒木〇〇番、田の72㎡、大字福吉字四本黒木〇〇番、田の67㎡、合計の139㎡、譲渡人、白石町大字福吉〇〇番地、大戸中の〇〇さん、譲受人、白石町大字東郷〇〇番地、中郷中の〇〇さん、転用目的は一般分家住宅、それから宅地進入路、転用の事由としまして、平成10年ごろから〇〇番については宅地として、また隣接する〇〇番については宅地進入路として農地法の申請をしないまま造成を行い利用していた。これは始末書が添付されております。今回申請地に分家住宅を建築し、宅地進入路と合わせて利用したい。事業または施設の概要、分家住宅72㎡、宅地進入路67㎡、位置及び影響、東が宅地、西が田・宅地、南が県道、北が町道、面積の検討は適当、その他参考事項としまして、農振除外は当初から除外地でございます。

農地区分につきましては、第3種農地で、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道区域で、かつ、おおむね500m以内に2つ以上の医療施設がありますので、許可し得ると判断いたしました。医療施設につきましては、〇〇、それから〇〇でございます。

周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断して受理をしております。

議案位置図につきましては1ページをごらんください。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。

これについては地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として6月28日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、以前より利用していた宅地進入路の追認許可並びに現在借家に居住している息子家族が実家に戻ることに当たり、部屋数などが少ないため分家住宅を建設されるために行われるものであります。申請地は宅地周りの狭小な農地で、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、無断で転用されておられることについては十分指導しております。ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
地元委員の補足説明が終わりました。
これについて何か質疑、ご意見ありましたらどうぞ。
ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
議案番号第138号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第138号は許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

3. 農地法第5条の規定による許可申請について
議案番号第139号～議案番号第143号

議長 続きまして、「農地法第5条の規定による許可申請について」議題といたします。
議案番号第139号、事務局の説明を求めます。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請について。
議案番号139、権利の種類、使用貸借権の設定、申請農地の表示、大字福田字松〇〇番、畑の207㎡、同じく大字福田字松〇〇番、畑の71㎡、合計の278㎡です。譲渡人、白石町大字福田〇〇番地、秀移の〇〇さん、譲受人、同じく白石町大字福田〇〇番地、子である〇〇さんです。転用目的は農業用倉庫、それから農舎、農業用資材置き場、車庫となっております。転用の事由としまして、〇〇番にあった農業用倉庫が老朽化のため建てかえが必要になったが、かねてからの農作業スペース等の不足を解消するため、申請地〇〇番を一部利用して建設したい。なお、平成20年ごろより駐車スペースの確保に苦慮したため、農地法の手続をしないまま車庫を設置し利用していたということで、この分につきましては始末書が添付されております。事業または施設の概要、農業用倉庫、これは新設で50㎡、農舎、これも新設で35㎡、農業用資材置き場10㎡、車庫、これは既にできている分ですが、18㎡、それから通路・その他として165㎡です。位置及び影響、東が田・宅地、西が宅地・田、南が田、北が水路・宅地、面積の検討は適

当。その他参考事項としまして、農振除外が平成26年12月4日に見直しによる決定公告がなされております。

当申請地につきましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であり、農地区分は第1種農地です。原則転用は不許可ですが、住宅、その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして判断をいたしております。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断して受理しております。

議案位置図につきましては4ページから6ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。

議長 これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。

地元農業委員として6月28日に事務局と現地確認を行いました。

申請人は現在米、麦、玉葱等を約1.4haの農地で耕作されております。今回の申請は農業用倉庫、農舎、農業用資材置き場、車庫を目的に出されるものですが、面積も過大でなく、周辺農地への影響もないことから問題ないと判断いたします。

なお、無断で転用されておられることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。

地元委員の補足説明が終わりました。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。

議案番号第139号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第139号は許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

議案番号第140号

議長 続きますして、議案番号140号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号140、権利の種類、使用貸借権の設定、申請農地の表示、大字福富字中直江〇〇番、面積、畑の229㎡、譲渡人、白石町大字福富〇〇番地、北区の〇〇さん、譲受人、白石町大字福富〇〇番地、同じく北区の〇〇さんです。転用目的は農家の分家住宅、転用の事由、現在申請地に隣接している実家に親と同居をしているが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、住宅を建築したい。事業または施設の概要、農家分家住宅78.67㎡、駐車場8.75㎡、通路、その他141.58㎡、位置及び影響等、東が田、西が田、南が宅地、北が田。面積の検討は適当、その他参考事項としまして、農振除外が平成26年12月4日に決定公告をされております。

当申請地につきましても特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、第1種農地でございます。原則転用は不許可ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと判断をいたしました。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案位置図は7ページから9ページになります。

以上で説明を終わります。

議長 これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として6月29日に事務局と現地確認を行いました。

事務局から説明がありましたように、息子さんの住宅建設に係る申請であります。息子さん夫婦は3月までアパートを借りておられましたが、4月から実家に戻っておられます。家族も増え、このたび実家に隣接して住宅建設を計画されたものであります。立地場所から見ても周辺農地に与える影響もないため、今回の転用は許可基準から見ても適当であると判断されます。ご審議のほうよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

地元委員の補足説明が終わりました。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇ですが、譲渡人と譲受人の番地が一緒ですが、これは間違いはないですか。

事務局 今同居しておられますので、住所は一緒でございます。

議長 いいでしょうか。
ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
議案番号第140号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第140号は許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

議案番号第141号

議長 続きまして、議案番号第141号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号141、権利の種類、使用貸借権の設定、所在番地、大字田野上字二本杉〇〇番、畑の173㎡、貸付人、白石町大字田野上〇〇番地、上田野上の〇〇さん、借受人、白石町大字田野上〇〇番地、上田野上の〇〇さん、転用目的は農家の分家住宅です。転用の事由としまして、現在申請地に隣接している実家に親と同居しているが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、住宅を建築したい。事業または施設の概要、農家分家住宅46.37㎡、駐車場25㎡、通路、その他101.63㎡、位置及び影響等、東が町道、西が宅地、南が里道、北が宅地、面積の検討は適当です。その他参考事項としまして、農振除外が平成26年12月4日に決定公告をされております。

議案位置図につきましては10から12ページをごらんください。

当農地も特定土地改良事業の施行に係る区域内にある農地で、農地区分は第1種農地でございますが、転用は原則不許可となっておりますが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと判断をいたしております。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断して受理しております。よろしく願いいたします。

議長 これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。

地元農業委員として6月27日に事務局と現地確認を行いました。

現在、借り受け人は貸付人である親と同居中でございますけれども、子供達が成長するとともに部屋数等が不足するため、今回分家住宅を建設したいということでございます。

申請地は、宅地周りの狭小な農地で、面積も過大ではなく、また区長並びに生産組合長からも同意が得られていることから、転用はやむを得ないと判断をいたします。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長 ありがとうございます。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。

議案番号第141号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第141号は許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

議案番号第142号

議長 続きまして、議案番号第142号、事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして、議案番号142号、権利の種類、使用貸借権の設定、申請農地の表示、大字牛屋字柳箆○○番、田の284㎡、同じく大字牛屋字柳箆○○番、畑の195㎡、合計の479㎡、譲渡人、白石町大字牛屋○○番地、日登の○○さん、譲受人、白石町大字牛屋○○番地、日登の子である○○さん、転用目的としまして農漁業用の倉庫、それから農舎、農業用資材置き場、転用の事由、農漁業の機械、資材等の収納場所が不足したため、平成15年ごろから○○番を農舎などの敷地として、また平成21年ごろから○○番を農業用機械、資材置き場として無断で造成をし、利用していた。この分につきましては始末書添付です。現在も収納スペース不足は解消できていないため、今回○○番と隣接する宅地を利用し、農漁業用倉庫を建築したい。事業または施設の概要、農漁業用倉庫、新設で133.5㎡、農舎37.45㎡、農業用資材置き場24㎡、通路、その他284.05㎡、位置及び影響、東

が田・宅地、西が宅地・田、南が町道、北が宅地、面積の検討は適当、その他参考事項としまして、〇〇番の農振除外が平成26年12月4日に決定公告されております。〇〇番は農振除外が平成10年10月23日に見直しの決定公告がなされております。

当申請地につきましては特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地として第1種農地と判断されますが、転用は原則不許可となっておりますけども、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと判断をいたしております。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断して受理をしております。よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
続いて、地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。
地元農業委員として6月28日に事務局と現地確認を行いました。
申請人は現在、米、麦、タマネギ等を約7haの農地で耕作され、またノリの養殖業も営んでおられます。今回の申請は農漁業用倉庫、農舎、農業用資材置き場を目的に出されるものですが、面積も過大でなく、周辺農家への影響もないことから問題ないと判断いたします。
なお、無断で転用されておられることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
議案番号第142号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第142号は許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

議案番号第143号

議長 続きまして、議案番号第143号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号143、権利の種類、所有権移転、売買、申請農地の表示、大字戸ケ里字三本樟〇〇番、面積、田の169㎡、譲渡人、福岡県糸島市美咲が丘〇丁目〇番〇号、福岡県の〇〇さん、譲受人、白石町大字戸ケ里〇〇番地、戸ケ里の〇〇さん、転用目的は一般住宅、転用の事由、現在アパートを借りているが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、宅地を建築したいということです。事業または施設の概要、住宅45.6㎡、駐車場28.5㎡、庭、その他94.9㎡、位置及び影響等、東が田、西が宅地、南が水路、北が町道、面積の検討は適当です。その他参考事項としまして、農振除外が平成10年10月23日に見直しの決定公告がなされております。

議案位置図につきましては16から18ページをご参照ください。

農地区分は第3種農地で、水管、下水道管またはガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道区域で、かつ、おおむね500m以内に2つ以上の医療施設がありますので、許可し得ると判断いたしております。医療施設につきましては、〇〇、それから〇〇などがございます。周辺農地や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから申請は妥当と判断し、受理をいたしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これも地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇でございます。

地元農業委員として7月2日に事務局と現地確認を行いました。

申請人は現在申請地近くのアパートに住んでおり、これから2人の子供が成長していく上で、今のアパートでは生活が窮屈になると考え、今回一般住宅を建設したいとのことです。申請地は、西側が宅地、南側が水路、北側が町道と三方が囲まれた狭小の農地でございます。面積も過大でなく、区長並びに生産組合長からも同意を得ておられることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。
議案番号第143号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第143号は許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

4. 非農地証明願いについて
議案番号第144号、議案番号第145号

議長 続きまして、「非農地証明願いについて」議題といたします。
議案番号144号、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、非農地証明願いについて。
議案番号144号、願い出農地の表示、大字築切字本谷〇〇番、畑の37㎡です。
願い出者が江北町大字山口〇〇番地、江北町の〇〇さんです。農地でなくなった
時期及び原因としまして、昭和60年ごろ宅地に隣接していた土地に物置倉庫を建
設し、平成7年に圃場整備事業において畑として換地処分となり、そのまま利用
を続けていたということで始末書が添付されております。今後、農地へ戻して耕
作することは困難であるということです。

〇〇さんが江北町の住所になっておりますけども、平成18年に転出をされまし
て、平成21年に現在の所有者のほうへ売買をされております。宅地を購入された
方がそのまま一緒に使用されているような状況でございます。

参考事項としまして、農振除外は平成26年12月4日に決定公告をされておしま
す。

位置図につきましては19ページから21ページをごらんください。

非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行い、今後再び農地と
して利用されることはない判断できることから申請は妥当であると判断し、受
理をいたしております。よろしく願いいたします。

議長 これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。
地元の農業委員として6月28日に〇〇委員及び事務局と現地確認を行いました。
た。

申請地は倉庫等の敷地として現在の居住者の方に利用されております。申請地

は平成7年の圃場整備事業の際に畑として換地されていたようですが、申請どおり圃場整備以前の昭和60年ごろから隣接する宅地の活用部分として利用されていたことは間違いのないと思われま

す。今回の申請については、区長さん、生産組合長さん及び近隣の住民の方からも以前から非農地だったという意見を得ておられ、今後も農地として利用されることはなく、また周辺の農地への影響もないことから非農地として証明することはやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。

議案番号第144号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第144号は当委員会
で承認することに決定をいたします。

議案番号第145号

議長 続きまして、議案番号第145号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号145、願い出農地の表示、大字横手字弁財搦〇〇番、畑の146㎡、願い
出者、白石町大字横手〇〇番地、只江の〇〇さんです。

農地でなくなった時期及び原因としまして、昭和60年ごろの圃場整備事業により宅地
進入路が付け替えられて畑として換地されたもので、現在まで宅地進入路として利用
をしてきたところとす。今後も宅地進入路として利用するため、農地に戻して耕作を
しないということでございます。すみません、これ、始末書と書いてありますが、顛
末書の添付でございす。圃場整備の有無としましては地区内、その他参考事項とし
ましては、農振除外の決定公告が平成26年12月4日になされております。

位置図につきましては22ページから24ページでございす。

これも非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行い、今後再び農地
として利用されることはない判断できることから申請は妥当であると判断し、受理を
いたしてございす。よろしくお願いいたします。

議長 これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。

地元の農業委員として6月28日に○○委員及び事務局と現地確認を行いました。

申請地は現在宅地の進入路として利用されております。もともと別の位置にあった進入路が圃場整備事業において変えられ、昭和63年に畑として換地され、これまで利用されてきたということは間違いないと思われま

す。今回の申請については、区長、生産組合長さん及び隣接の住民の方からも以前から非農地であったという意見を得ておられ、今後も農地として利用されることはなく、また周辺の農地への影響もないことから非農地として証明することはやむを得ないと判断します。審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。

これについて何か質疑、意見ございましたらどうぞ。

ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。

議案番号第145号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第145号は当委員会で承認することに決定をいたします。

5. 平成28年白石町農用地利用集積計画（7号）の承認決定について
議案番号第146号

議長 続きまして、議案番号146号、「平成28年白石町農用地利用集積計画（7号）の承認決定について」議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第146号の農用地利用集積計画（7号）についてご説明いたします。初めに、所有権移転関係でございます。

今回は2件となっております。

整理番号1番から読み上げさせていただきます。

整理番号1、買い手、東郷移の〇〇さん、売り手、東郷移の〇〇さん、土地の表示は、大字東郷字四本楠〇〇番、同じく〇〇番、田の2筆で、2,825㎡、利用目的は米、麦、大豆、所有権の移転時期は平成28年7月6日、支払い期限は平成28年9月30日、10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法はJA口座への振り込み、取得後の経営面積は124,844㎡、認定農業者です。

整理番号2番、買い手、六ヶ里の〇〇さん、売り手、佐賀市の〇〇さん、土地の表示は、大字辺田字竜子田〇〇番、〇〇番、田の2筆で、面積は、〇〇番は3,946㎡、〇〇番が1,714㎡、利用目的は米、麦、所有権の移転時期は平成28年7月6日、支払い期限は平成28年7月31日、10a当たりの対価は、竜子田〇〇番が10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円、竜子田〇〇番の10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円、支払い方法は佐賀銀行への振り込み、取得後の経営面積は34,612㎡、認定農業者です。

次に、利用権設定関係でございます。

2ページから6ページにかけて62件の計画が提出され、利用権の種類は、賃借権が61件、使用貸借が2件となっております。そのうち新規は29件、この中で自作地から新規に利用権設定をされるものが9件で、再設定が33件でした。また、農地利用集積円滑化団体であるJAを通して設定されるものは24件です。

今回の利用権の総面積は292,272㎡です。

今回利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものは0件、個人によるものが62件となっております。

今回の計画の中で未相続農地が14件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして62件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについては、議事参与の制限がございまして、〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員はそれぞれの整理番号のところで発言を控えていただきます。

それでは、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。

議案番号第146号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第146号は当委員会で承認することに決定をいたします。

6. 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
議案番号第147号～議案番号第151号

議長 続きまして、「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」、農地の売り渡し希望で議案番号第147号から151号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について（農地の売り渡し希望）。

議案番号147、申し出農地の表示、大字八平字新開〇〇番、畑の5,626㎡、あっせん申し出人、白石町大字福田〇〇番地、駅通の〇〇さん、議案書位置図は25ページです。

議案番号148、申し出農地、大字堤字堤〇〇番、田の1,543㎡です。あっせん申し出人、白石町大字堤〇〇番地、内堤の〇〇さん、議案ページは26ページです。

議案番号149、申し出農地、大字八平字八平〇〇番、畑の4,158㎡、あっせん申し出人、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さん、議案書位置図は27ページです。

議案番号150、申し出農地、大字坂田字一本松籠〇〇番、田の1,046㎡、大字坂田字一本松籠〇〇番、田の3,702㎡、大字坂田字一本松籠〇〇番、田の3,172㎡、同じく大字坂田字一本松籠〇〇番、田の3,829㎡、同じく大字坂田字一本松籠〇〇番、田の800㎡です。あっせん申し出人、白石町大字坂田〇〇番地、古賀の〇〇さん、議案書位置図は28ページから29ページをご参照ください。

7ページ、議案番号151、申し出農地の表示、大字福吉字弥平次〇〇番、田の576㎡、同じく大字福吉字弥平次〇〇番、田の11㎡、大字福吉字弥平次〇〇番、田の1,922㎡、大字福吉字弥平次〇〇番、田の1,948㎡、同じく大字福吉字弥平次〇〇番、田の153㎡、あっせん申し出人、千葉県千葉市緑区あゆみ野南〇丁目〇〇番地、千葉県の〇〇さん、議案書位置図につきましては30ページをごらんください。

以上、147号から151号まで5件につきまして、白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領、5の(8)に農業委員の中からあっせん委員を2名指名すると定められておりますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長 説明が終わりました。
それでは、あっせん委員をよろしくお願ひいたします。
議案番号第147号、○番と。

○番 ○番。

議長 ○番と○番。
続いて、第148号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番ですね。
続いて、149号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番ですね。
続いて、150号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番、全部ですね。
それから、151号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番、全部ですね。
確認をいたします。
議案番号第147号は○番○○委員と○番○○委員、148号は○番○○委員と○番○○委員、149号は○番○○委員と○番○○委員、150号は○番○○委員と○番○○委員、5筆ともですね。それから、151号は○番○○委員と○番○○委員、これも5筆ともです。
それでは、続いて担当を言ひいただきます。

事務局 それでは、担当を説明いたします。
議案番号147号は○○、148号は○○、149号は○○、150号は○○、151号は○○で以上の担当になります。今後、連絡調整につきましては担当職員のほうにお願ひいたしたいと思ひます。

議長 それでは、あっせん委員になられた方、よろしく願いいたします。

7. 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について
議案番号第152号

議長 続きまして、議案番号第152号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について」議題といたします。

事務局に説明を求めます。

農業振興課 おはようございます。

農業委員の皆様方には農政関係事業にご協力いただきまして大変ありがとうございます。

本日は、白石町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正について、議案番号第152号として上程させていただいております。

最初に、議案並びに添付資料の確認をお願いしたいと思います。

まず、議案第152号の白石町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正についてです。1枚物です。そして、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、新旧対照表、そしてもう一つ、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）、3つお手元にあると思います。これを使いまして説明をさせていただきます。

この基本構想につきましては、安定的な農業経営者を育成するために、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を示したものであります。この根拠法については、農業経営基盤強化促進法が根拠法になっておりまして、その策定については市町、町で定めるということになっております。

また、この構想を変更するときは農業委員会と農業協同組合のほうに意見を求めるということが法律によって定められておりますので、今回この場で上程させていただくということでございます。

それでは、議案第152号、白石町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正についてをごらんください。

まず1番、基本構想についてということで、ちょっと読み上げたいと思います。

基本構想はおおむね10年先に向けた農業のあり方などについて総合的に定めた計画で、目標設定の基本となる考え方、地域において育成すべき農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の対応に関する農業の類型ごとの指標及び農業経営に対する農用地の利用集積の目標を定め、その実現のためにとるべき措置を示したものであるということでございます。

2番目、改正の理由です。先ほど申し上げました根拠法の農業経営基盤強化促進法第5条第1項及び農業経営基盤強化促進法施行令第1条の規定並びに農地法の一部改正に伴いまして、本年の3月25日に佐賀県のほうの農業経営基盤強化の促進に関する基本方針の一部改正がなされたところでもあります。これを受けまして、県の部分で改正されましたので、町で策定する基本構想についても整合性をとるため、今回改正するというところでございます。

3番目、主な改正事項です。これは議案と合わせまして新旧対照表をごらんいただきたいと思います。A4横です。

1枚目を開いていただいて、変更点ですけど、主な部分においては、地域の産業従事者の生涯所得が減少しているということが統計上あっているようでございます。その部分で考慮しながら、現在まで第1の第3の赤で示した部分ですが、従前は440万円が年間農業所得ということが一つの目標ということでございました部分を400万円に引き下げてあります。これが主な改正の重要なポイントでございます。

あと、その下でございますけど、農業改良普及センターが、その業務につきましては農林事務所も一つ加担するというところでございますので、農林事務所を加えております。

次に、3ページ目です。

3ページ目については、真ん中ほどの「同時に」というところでございますが、農業生産法人等というところがございます。これにつきましては農地法の改正によりまして農業生産法人の呼称を農地所有適格法人ということで改正されておりますので、その呼称に合わせたということでもあります。あと、その下の行ですが、ちょっと言い回しの問題で、法人、例えば集落営農とかそういった組織経営体、その部分について改正が整ったものについては構成員の意思を十分に踏まえ、法人が誘導するというふうな条件にしておりましたが、個別担い手等の部分も考慮しながら、左のほうですが、地域の実情に応じた法人化を推進するという言い方に変えております。

次のページ、4ページ目の変更はございません。引き続きの部分です。

5ページ目については、第2、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法等々でございます。こちらについては認定農業者の指標となる部分について、現在の状況に合わせてながら県と協議をしながら、例えば個別経営体の部分で農業類型、そして経営規模、そして生産方式について、部分、部分を見直してございます。例えば農業類型については、最初の米、麦、大豆でございますけど、作業受託を実際に行っているということで追加しているところです。

経営規模につきましては、440万円から400万円に引き下げられたことによりまして、うちのほうでこの経営規模で所得、そういった部分でシミュレーションをしております。その部分で面積を新たに変更ということで、例えば水稻なら600aから420a、麦だったら900aから690a、大豆でございましたら300aから

270 a、作業受託が500 a から450 a という部分で変更をしております。

あとは、生産方式については文言等の変更で、現在最新で使われている機械等の名称や耕作の体系などを考慮しながら変更をしております。

この累計ですが、2番目の露地野菜、そして一番下の施設野菜、これにつきまして新設をしております。これにつきましては、例えば露地野菜でタマネギとかレンコン、キャベツ、レタス、ブロッコリーなどを追加しておりますが、集落営農が法人化されたときに、例えば今までその集落営農の中で認定農業者がいらっしゃったというところで、現在までは米、麦、大豆等を含めたところでの部分で認定を行っておりましたが、法人化されることによって、米、麦、大豆については法人の経営ということになりますので、その部分について、個別で裏作と、また施設野菜等をされているところについてはこの基準を新たに設けまして、ここで判断をしているというところでございます。

この面積の設定の仕方については、先ほども申し上げましたようにシミュレーションをしております。なるべく認定が受けられるような形で面積等についても考えて設定をしておりますので、そこら辺はご検討いただきたいと思います。

次のページです。6ページ目です。

6ページ目については、一番下の肉用一貫ということを追加しております。さらに、7ページの右のほうの酪農、水稻、これを削除したというところでございます。現在畜産関係においては肥育、それから繁殖と、そういった部分で個別で分かれていた経営が多かったわけですが、昨今肉用一貫というところが非常に増えてきているというところでございます。

また、右のほうの酪農、水稻については、現在1軒の方が酪農をされてるという状況を踏まえたところで、そこが認定農業者になられている実情も見ながら認定をしていくということを考えまして削除をしているというところでございます。ここが通常の認定農業者の見本と変更ということでございます。

次のページです、8ページ。

8ページについては組織経営体でございます。組織経営体についてはいわゆる集落営農を考えたところの部分であります。右のほうで一番変わったところは、土地利用型農業法人、水稻、麦、大豆、農作業受委託というところでございますけど、ここは土地利用型というのが消えておりますが、そこは集落営農法人に統一した形で持ってきております。決して土地利用型をなくすというわけではなくて、1つに統一したというような形でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次、9ページでございます。

9ページにつきましては、第3農業経営の規模、生産方式、これはちょっと全部言います。経営管理の方法、農業従事の実態に関する農業類型ごとに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標というところでござい

す。ここは認定新規就農者の部分ということでご理解いただきたいと思います。基本的に農業累計については同一でございます。変えておりますのは、農業規模につきまして、認定農業者の部分の変更後のものから基本的に60%程度掛けた数字と、必ずしもイコールではございませんが、そういったところで設定をしております。

と申しますのは、ここの新旧対照表には入っていませんけど、もう一つ、最後の資料の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）というのが別冊でございます。その中の4ページ目をごらんいただきたいと思います。

4ページ目に、一番下のところでございますけど、ここの6番、6項目が認定新規就農者をあらわした部分です。6番目の3行目、農業経営を営もうとする青年等の育成、確保を図っていくというところでございます。一番下の2行、安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる農業従事者1人当たり250万円程度を目標とするというところで明記されてございます。この部分を鑑みながら、この新旧対照表の9ページ、そういったところで設定をしているところであります。

この認定新規就農者のところにつきましても、新たに露地野菜、そして施設野菜、または10ページ目の肉用一貫を追加しているところであります。また、その右のほうにつきましては、先ほど申し上げたとおり酪農、水稻を削除というところで修正しているところであります。ここの部分が一番重要な変更点というところでございます。

次の12ページから13ページにつきましては、先ほど農地法の改正によって農業生産法人が農地所有適格法人に呼称が変わったという部分で変更を行っているところであります。

次に、14ページは飛ばしまして、15ページにつきましては、真ん中ほどの7項目の右のほう、修正点のほうですが、就農支援チームによる総合的な就農相談を実施するというところで書いてありますが、現時点で就農支援チームというのが実在していないということでございます。ただし、そういった就農相談を受け付ける部署がないかということではなくて、その前行、上の行にございますが、白石町は農業希望者に対し白石町新規就農者確保対策協議会と連携しというところで対策協議会がございまして、そちらのほうで対応するというところで、こちらのほうの文言は消させていただいております。

その下のほうでございますけど、なお書きのところですが、なお、就農に向けた情報提供については、青年農業者等育成センターということで書いてございます。ここについても平成24年度まで財団法人佐賀県青年農業者育成センターというのがございましたが、ここを解散されているというところであります。実際は、その次のところですが、議決や経営等、就農後の営農指導については、農業改良普及センター、農業協同組合、農地確保については農業委員会などが役割分担をしながら各種取り組みを進めるということでございます。こちらのほうで対応すると

ということで、実際に今までも県のほうの育成センターではなくて、ほとんどがこういったところの部分で対応してきたという実情を踏まえながら、ここの部分は消させていただいているところでございます。

そういったところで変更をするということで、この議案について上程させていただいております。

この議案が承認された後には、県のほうに協議をするということになっております。その協議が終わりまして、町のほうで公告、縦覧というところで最終的に成立というか、策定ということになるスケジュールでございます。

以上、すみません、説明させていただきました。

議長 農業振興課から説明を受けました。

何かわからない点がありましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇ですが、労働時間はどれぐらい、増えたのですか、減ったのですか。

農業振興課 労働時間は、2,000時間です。新旧対照表で申し上げますと、2ページ目の440万円が400万円になったというところで、次の年間労働時間と主たる農業従事1人当たりについて2,000時間程度というところは変わっておりません。

○番 作業面積は増えたのではないですか。多分作業面積は面積的に、例えば水稻、麦、大豆でしたら、作業受託までしなさいとか、そういうふうに所得を向上させるために、作業時間だけ増えていないということはないのでは。

農業振興課 これはあくまで認定農業者を認定するときの部分なので、実際経営を拡大しなさいとか、そういった部分とはまたちょっと違う話です。

○番 わかりました。

議長 ほかにございませんか。

○番 ○番の〇〇です。

認定農業者の基準のことですけれども、私の地区に1人だけ集落営農に入らないで、自分で認定農家になって申請をされている方がおられます。しかし、誰が見ても該当しないというような状況なので、認定農業者の審査が、書類での審査というようなことで、毎回更新があっていると思いますけど、誰がどう考えても該当しないと思うのですが、どう取り扱いをしておられるのかお聞きしたい。地元は大変迷惑しております。

農業振興課 認定農業者の新規認定または再認定、そういった部分につきましては農業経営改善計画、それを策定するということが必要になってきます。その農業経営改善計画というのは、向こう5年間、農業の指標、自分の計画ということ計画しながら申請するということになりますけど、そこで例えば400万円とか250万円とかが出てくるということになります。つまり、5年後そういったところで目標を持って計画策定され、または私たちも不十分なところがあったかもしれませんが、そういったところで実現味を帯びた部分ということで判断をすれば、認定農業者に申請できるということで業務を行っているところです。

○番 それが、毎回更新の結果というのですか、5年後の目標を立てて、達成できているか、できていないか、その理由づけ等もあると思いますが、例えばタマネギを5反作りますという協議をされてるかと思いますが、1枚の田んぼにとうね二、三本つくって、1枚作付けしていますというような表示が見られます。そういうときの収益は実際上がってないと思います。それでも次の更新のときに認定農家になれるのかと、地元の人達から非常に不満が出ています。地元の生産組合長なりに意見を伺うとか、そういうのが必要じゃないかなという感じをしております。その辺はどうでしょうか。

農業振興課 町内620人程度が現在認定農業者でございます。その一つ一つ、全て実情、現場までは把握できていない状況もございます。

ただ、そういったところで、書類そろえば全てOKかというところではなく、実際にヒアリング等、そして去年の部分の農業の所得とかそういった部分、そして農家台帳等を十分見ながら判断したいと考えております。

議長 ほかにございませんか。

○番 ○番の〇〇です。

主な改正の事項というところで440万円を400万円に見直すという、その前段に地域のまず産業の生産生涯所得が減少していることを踏まえというところがありますが、他の産業に従事というのは、ほかの給与所得とかほかの産業ということですよ。とすれば、これは農業の経営基盤ですので、農業所得から見た考え方からいけば、実際はどうなのかな。この言葉だけ見ると、それちょっと思いました。

それが1点と、それから第3の考え方で改正の事項ですが、経営規模は認定農業者の6割掛けとしてありますが、これまでもずっと新規就農についてはわかっていたことですが、改めて急に6割掛けということは、最近の状況から見た実績だと思いますが、その辺の、8割ぐらいならわかりますが、6割という言葉にな

れば極端に下がります。その辺の考え方をお願いします。

農業振興課 まず、第3のところですが、農業経営規模は認定農業者の6掛けというところで、それにつきましては認定農業者が400万円という基準を掲げてるところで、認定新規就農者は250万円というところ、以前からそういう、体制前からその額でございました。そこを割りかえしますと大体6割という考え方というところもあります。

あとは250万円というのは、最初希望を持った農業者が新規就農する場合というのが、やはりハードルも適切に設定しなければならないのですが、青年就農給付金等も農業所得の一つの基準を250万円というところがございます。そういったところで設定されてると考えております。

議長 いいでしょうか。

○番 第1のところですが、全国的な国の流れからだと思えますけれども、白石町で現実にはどうなのかということをお伺いします。

農業振興課 そこまでの分析は実際追いついてない状況です。文言については、県と協議を行ったうえで設定をしておるところです。

議長 いいでしょうか。
ほかにございませんか。

○番 基本的な考え方はある程度理解できますが、白石町の農業は、兼業がほとんどです。その中で400万円と言われたら、収益の上がない条件の悪い農地では作付けするなという風なイメージを持ちます。地域全体の耕作放棄地を解消するような感じで条件の悪い農地でもやっていると思います。

それで、所得が上がらなければ、2番目の酪農と水稻は削除とかは、小規模農家は見合わないから止めなさいといった感じに聞こえます。もう少し白石町独自の特色と約9割が兼業だから、みんなで地域を守っていくような形を探れないかなど、そういう気がします。

農業振興課 兼業の方が多く締めておられ、白石町の農地を守る、また、支えていくというところは重要な立ち位置にあられると思っております。そこに位置する方々は、ここで言いますとなくなるということではなくて、例えば8ページに組織経営体の部分がございます。兼業の方のほとんどが集落営農に加入されています。基本構想ではそこに整理していくというところなんです。

あと、酪農、水稻については確かに削除させていただいておりますけど、その

部分については新たに、経営したいという場合は、別途相談を受けることとなります。この部分で設定をしているのは、ある程度指標に準じながらそこに当てはめていくような感じで考えていただきたいと思います。

耕作がしにくい土地などの指標では全くないということもありますし、ご理解をいただきたいと思います。

議長 いいですか。
ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、ないようですので、採決に入ります。
議案番号第152号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。これも全員賛成と認め、議案番号第152号は当委員会で承認することに決定いたします。

議長 これで全議案が終了いたしましたので、続いて報告事項に入ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)
1. 合意解約の報告
2. 形状変更届出について

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)
1. 第8回農業委員会総会の日時及び場所
2. その他
 ・国土利用計画について
 ・農業委員研修会の開催について
 ・農業委員会だよりについて
 ・農地パトロール夏季実施計画について
 ・今後の予定について

議長 それでは、これもちまして本日の総会を閉じさせていただきます。
どうもご苦労さまでした。

閉会時刻 10時49分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第18条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員